

## 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

国連は1979年に、政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた女子差別撤廃条約を採択し、我が国は1985年に批准しました。

さらに1999年には、女子差別撤廃条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた女子差別撤廃条約選択議定書が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

女子差別撤廃条約選択議定書は、女性差別解消に重要な役割を果たすものとして早期批准が勧告されており、2022年1月現在で、女子差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准しています。

女子差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意しています。

しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表したジェンダーギャップ指数で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりましたと指摘しているところでもあります。

国は第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～において、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられています。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めると明記しています。

よって、国におかれましては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題が解決されるよう環境整備を進め、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月23日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）